

～美容業でありながら、働き方・休み方を改革～

取組による効果

《1人あたりの年間時間外労働》
27年度334時間(7ヵ月) → 28年度416時間(12ヵ月)
※対前年度27.5%削減(1ヶ月当たり)

《有給休暇取得率》
27年度30% → 28年度74%
※対前年度2.5倍

1人当たりの年間時間外労働が削減され、有給休暇取得率も向上しています。ライフ・ワーク・バランスの取組開始以降も黒字を継続しています。(対前年度比121%)

従業員の意見

- ・有給休暇を取得し、長期の休みがとれるようになり、仕事と休みのメリハリが出て、スタッフみんなの頑張る意欲が出たのと、活気が出るようになりました。
- ・有給休暇取得で、長期の休みが取れるようになり、旅行の計画が立てやすくなりました。
- ・仕事と休みのメリハリがあることによって、仕事に対する意欲・考え方・行動が以前よりも向上しました。
- ・ノー残業デー、施術20分後退社を導入したことにより、みんなが分担をし、決められた時間内に退社できるようになりました。
- ・仕事の優先順位を考えながら行動するようになりました。ノー残業デーの導入により、プライベートが充実するようになりました。



※東京都では、誰もが人生・生活をもっと大切にすべきであると考え、ワークライフバランスの「ワーク」と「ライフ」をあえて逆にして「ライフ・ワーク・バランス」を推進してまいります。ただし、このリーフレットにおいては、認定企業が使用する文言についてはワークライフバランスという文言をそのまま使用しています。

働き方を見直すいきいき職場を応援!
ライフ・ワーク・バランスフェスタ東京 2018
Life Work Balance Festa Tokyo 2018



東京ライフ・ワーク・バランス
認定企業



～美容業でありながら、働き方・休み方を改革～

株式会社 社会起業家パートナーズ

(屋号：コミュニティサロン と和 / 訪問美容 と和)



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用



株式会社 社会起業家パートナーズ

(屋号：コミュニティサロン と和 / 訪問美容 と和)

会社概要

- 会社名** 株式会社 社会起業家パートナーズ
(屋号:コミュニティサロン と和 / 訪問美容 と和)
- 代表者名** 代表取締役 中村 大作
- 創立(創業)** 平成25年
- 所在地** 豊島区巣鴨4-26-3
- TEL / FAX** 03-6759-8620 / 03-6759-8622
- 従業員数** 3名(うち正社員2名)
- URL** <http://se-partners.jp/>



株式会社
社会起業家
パートナーズ
Social Entrepreneur Partners



笑顔あふれる毎日をお届けします
訪問美容 と和
コミュニティサロン と和

事業内容

- ・美容業
- 1、在宅の要介護者・障がい者への訪問美容事業
- 2、介護施設・医療施設・高齢者施設への訪問美容事業
- 3、ヘアサロンの運営事業
- 4、美容事業全般に関するコンサルティング事業



目的・理念

私たちは、すべての従業員が意欲と能力を十分に発揮し、生活と仕事の調和のとれた働き方を現実するために、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得を促進します。
会社のために、自分や家族・プライベートを犠牲にする「滅私奉公」ではなく、当社は「活私奉公」が大切だと考えています。

自分の好きなことや得意なことを通じて、社会に貢献する
仕事とは、社会に仕える事
働くとは傍の^{はた}人を^{らく}にすること

ビジネスを通じて社会的課題を解決することは、1人の自己犠牲的な働き方や終わりのない長時間労働で成し遂げられるものではありません。一人ひとりの働き方改革による「社会に貢献する生き方・働き方」が必要だと考えます。

そのためには、すべての従業員が
精神衛生よく仕事をする必要があります。
当社は、一人一人の人生が輝けるよう
従業員とその家族を大切にしていきます。

取組内容

- ・ノー残業デーや施術後20分退社といった残業削減の取り組み
- ・1週間のうち、一番の繁忙日である土日祝は、逆に出勤人数が多いシフトになっています。そのため、土日祝を交代でノー残業デーに設定して、週1回は該当するようにしています。
- ・先輩や上司などが残業していると帰りづらい雰囲気のある業界ですが、自分の担当するお客様の施術が終了したら、他スタッフの終業を待つことなく、退社するようにルール化しました。

勤務間インターバル制度等による働き方の改革

・長時間労働に起因する疾病予防を目的に、勤務間のインターバル(休憩時間)を管理しています。勤務終了時から次の勤務を開始するまで、12時間のインターバルをしなければ勤務できません。例えば、成人式・卒業式・七五三などの早朝対応や、お客様の予約追加などが発生した場合、12時間のインターバルを確保するため、前日・当日・翌日の就業時間を調整しています。これにより実働が所定労働時間より短くなったとしても賃金を労働したとみなし所定の給与を支給しています。

ボランティア休暇制度等による休み方の改革

・会社は、正社員に対し、会社に貢献する自発的な行動を応援するため、1年間に1日のボランティア休暇を付与しています。その他、教育訓練休暇等制度、記念日等年次有給休暇制度、リフレッシュ休暇制度、育児・子育て・介護等目的の休暇制度などを導入・運用しています。

社員旅行

・年2回、社員旅行があります。1回は7泊9日間でハワイに行っています。もう1回は、長期で旅行に行けない社員のために、別途、国内旅行(2泊3日)に行っています。
・ハワイでは会社で保有している複数のコンドミニアムに滞在して、社員みんなで食事を作ったり、おしゃべりを楽しんでいます。社員旅行だからといって強制的な拘束時間はないので、プライベートな時間を楽しみつつ、社員の団結力も向上しています!ファミリーでの参加も歓迎です!!

